

議案第 40 号

北本市北本駅西口駅前多目的広場設置及び管理条例の制定について

北本市北本駅西口駅前多目的広場設置及び管理条例を次のように制定する。

平成 24 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市北本駅西口駅前多目的広場設置及び管理条例

(目的及び設置)

第 1 条 北本駅西口駅前のにぎわいを創出し、中心市街地の活性化を図るため、北本駅西口駅前多目的広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北本駅西口駅前多目的広場	北本市中央 2 丁目 1 5 8 番地 2

(行為の禁止)

第 3 条 広場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (2) 広場の設備等を損傷し、又は汚損する行為
- (3) 土地の形質を変更する行為
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷する行為

- (5) 樹木を伐採し、又は植物を採取する行為
- (6) ごみその他の汚物を捨てる行為
- (7) 政治活動及び宗教活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為

(使用の許可)

第4条 広場の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、広場の管理上支障があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、広場の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸することはできない。

(遵守事項及び指示)

第6条 市長は、広場の遵守事項を定めるものとし、広場の管理上必要があると認めるときは、広場を使用する者に対し、その都度適当な指示をすることができる。

(使用の停止等)

第7条 市長は、使用許可者が次のいずれかに該当するときは、広場の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項に規定する条件又は前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が広場の管理上必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用許可者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 市長は、使用許可者が広場を使用する場合において特に必要があると認めるときは、その申請により前条の使用料を免除することができる。

できる。

2 前項の規定により、使用料を免除することができる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 市又は市の教育機関が主催する事業
- (2) 市が構成員となっている団体が主催する事業
- (3) 市又は市の教育機関が共催する事業
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

(使用料の還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 広場の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用許可者の責めに帰することができない理由により、広場を使用することができないとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用許可者は、広場の使用が終わったとき、使用を停止されたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、市長の指示に従い、使用した広場を直ちに原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 広場を使用する者は、自己の責めに帰すべき理由により、広場の設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。

(賠償責任)

第13条 広場において発生した損傷、滅失、盗難等の事故については、一切市はその賠償の責を負わない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

利用区分	利用者区分	使用料（1時間につき）
A区画	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住し、 又は事務所等を有する者	1,000円
	上記以外の者	1,500円
B区画	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住し、 又は事務所等を有する者	500円
	上記以外の者	750円